破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１９号
山形県西置賜郡小国町大字大石沢510番地
債務者　川崎　　淳
1　決定年月日時　平成24年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
　山形地方裁判所米沢支部

平成２４年（フ）第２６号
山形県南陽市三間通1291番地の19　スパメゾン赤湯Ａ－３
債務者　川合　恵美
1　決定年月日時　平成24年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
　山形地方裁判所米沢支部

平成２４年（フ）第３０号
山形県米沢市駅前２丁目２番24号　ヴィップハイツ110号室
債務者　村山　広紀
1　決定年月日時　平成24年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
　山形地方裁判所米沢支部

平成２４年（フ）第７５号
新潟県見附市南本町２丁目13番28号
債務者　片桐　明美
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
　新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第４７号
三重県伊勢市中之町92番地
債務者　川井　充余
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
　津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２４年（フ）第２２８号
埼玉県富士見市大字上南畑18番地11
債務者　坂本　隆幸
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
　さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第２２９号
埼玉県富士見市大字上南畑18番地11
債務者　坂本　愛子
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
　さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第７６号
新潟市東区寺山２丁目４番12号　セゾン・ド・マリッジＡ棟102号
債務者　目黒　勝幸
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
　新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１３０号
沖縄県糸満市字糸満1343番地の１
債務者　西平　理絵
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
　那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１３１号
沖縄県糸満市字糸満1444番地の４ハピネスコートゴクミⅡ101号
債務者　竹市　沙織
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
　那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１４２号
沖縄県浦添市港川１丁目22番１―215号　山城マンションＡ
債務者　金城　幸男
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
　那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１０号
岩手県奥州市前沢区字沖田79番地12
債務者　千田　雄太
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
　盛岡地方裁判所水沢支部

平成２４年（フ）第１２号
岩手県奥州市水沢区羽田町字中袋172番地４、住民票上の住所盛岡市盛岡駅前北通４番10号
債務者　梅原　久朝
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
　盛岡地方裁判所水沢支部

平成２４年（フ）第１３号
岩手県胆沢郡金ケ崎町西根吉田27番地５
債務者　千葉　　昭
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
　盛岡地方裁判所水沢支部

平成２４年（フ）第１７１号
埼玉県越谷市大字下間久里1186番地22　ソレイユ越谷201
債務者　浜野　明美
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第１７４号
埼玉県越谷市南町３丁目10番12号　メゾン大佐101号
債務者　松明　史絵（旧姓外門）
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第１８４号
埼玉県春日部市豊町２丁目15番地８　ローズガーデン春日部豊町103号
債務者　相澤　幸則
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
　さいたま地方裁判所越谷支部破産係